
日本版ライドシェア（自家用車活用事業） ご利用の際の留意事項

日本版ライドシェアご利用の際は、原則として昭和タクシー株式会社における「一般乗用旅客自動車運送事業運送約款」に従いご乗車いただきます。

1 乗務員について

- ① ライドシェアドライバーは、自動車運転免許取得後1年以上経過している一般ドライバーです。タクシー乗務員のように二種免許を保有するいわゆる『プロドライバー』とは異なります。
- ② ライドシェアドライバーの服装は、タクシー乗務員のような制服着用ではなく、私服着用による乗務となります。

2 車両について

- ① ライドシェアで使用される車両は、タクシーのような営業車両ではなく、自家用車（白ナンバー）の区分取り扱いとなります。ライドシェア車両であることを識別するために、フロントガラス部分に「ライドシェア」という表示を行います。
- ② ライドシェア用車両には、自動ドアはございません。お手数ですが、乗降時はお客様ご自身でドア開閉を行っていただくよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

3 ご乗車について

- ① ライドシェア車両による運送は「平日7時台から14時台」において、ライドシェア車両による運送サービスの提供を受けることを承諾する一般旅客を対象とします。
- ② ライドシェア用車両は、電話による配車注文を介してご利用いただくこととなります。
また、ライドシェア車両のみを指定して配車することはできません。
- ③ お送り先までの経路を事前に決定するため、ご乗車後は原則、経路や目的地の変更、経由地の追加はできませんので、予めご了承ください。

- ④ 止むを得ない事情があり、お送り先の変更（経由地の追加等含む）となった場合は、後日、運賃を再計算のうえご請求させていただきます。
なお、この場合、車内では再計算された運賃の確認はできませんので、予めご了承ください。
- ⑤ 安全運行に努めますが、安全のためシートベルトの着用をお願いいたします。
- ⑥ ライドシェア車両内は禁煙です。

4 お支払いについて

- ① ライドシェアは、ご注文時に設定いただいたお送り先までの経路を地図アプリ（Google マップ等）により距離を計測のうえ、事前に運賃を算定しご利用前に経路や運賃を確定する「事前確定運賃制度」の形となります。

※ 1 事前確定運賃制度

距離制運賃に「係数」を乗じた額を運賃として、運送前に旅客の合意を得たうえで、運賃を収受する制度です。

※ 2 事前確定運賃の係数

二本松交通圏の自家用車活用事業に適用する事前確定運賃の係数は「1.13」です。

【適用例】

（距離制運賃）		（係数）		（事前確定運賃額）
850円	×	1.13	=	960円

- ② 事前に運賃が確定されることから、ライドシェア用車両にはタクシー車両のように運賃料金メーター器は設置されておらず、昭和タクシー株式会社運送約款第5条は適用されません。
- ③ お支払方法については、現金又はキャッシュレス決済、タクシーチケットによる支払方法でのお取り扱いになります。
- ④ ライドシェア車両にはタクシー車両に設置されている領収書発行機器は設置されておらず、車内での紙面による領収書発行はできませんので、予めご了承ください。